

吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名称

吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務

(2) 業務目的

吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する市内中小規模店舗での消費喚起を図るとともに、国が推奨する非接触型のキャッシュレス決済を普及促進することで、地域消費の拡大及び感染症対策を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(5) 実施場所

吹田市内

(6) 提案限度額

金 1, 535, 086, 000円

ただし、ポイント付与原資については1, 459, 248, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とします。

※事務費は、提案限度額から付与原資を除いた額の範囲内とします。

※受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しません。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行います。その際、変更・中止に伴って発生した費用については、別途協議するものとします。

(7) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングを審査し、評価を行います。

(8) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

〒564-8550

吹田市泉町1-3-40

吹田市都市魅力部地域経済振興室 商業担当

電話：06-6170-2370

メールアドレス：sanro_s@city.suita.osaka.jp

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案事業者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 募集開始日から契約締結日までの間において、本市から吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 募集開始日から契約締結日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 スケジュール及び提案募集の手続き

(1) スケジュール概要

項番	手続内容	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和3年9月9日（木）
2	質疑書の提出	令和3年9月9日（木）から令和3年9月13日（月） 午後5時まで（必着）
3	質疑書の回答	令和3年9月14日（火） ※吹田市ホームページで公表
4	参加表明書の受付 及び第1次審査（書面審査）	令和3年9月9日（木）から令和3年9月17日（金） 午後5時まで（必着）
5	参加資格通知	令和3年9月21日（火）
6	提案書等の提出	令和3年9月21日（火）から令和3年10月4日（月） 午後5時まで（必着）
7	第2次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年10月8日（金）【予定】
8	審査結果の通知	令和3年10月中旬【予定】
9	契約締結	令和3年10月中旬【予定】

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和3年9月9日（木）から令和3年9月17日（金）午後5時まで

イ 配布方法

募集要項等は、吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「事業者」→「契約・入札」
→「プロポーザル案件情報」）からダウンロードして使用すること。

ウ 配布資料

- （ア）本業務公募型プロポーザル募集要項
- （イ）本業務仕様書
- （ウ）本業務公募型プロポーザル審査基準
- （エ）本業務関係様式

（３）質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書（様式 7）

イ 提出期間

令和 3 年 9 月 9 日（木）から令和 3 年 9 月 13 日（月）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出場所

提案募集事務局 1（8）イ参照

エ 提出方法

持参又は電子メール

（ア）持参の場合

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日・日曜日を除く。）

ただし、最終締切日令和 3 年 9 月 13 日（月）は午後 5 時まで

（イ）電子メールの場合

件名は「吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に関する質問（提案事業者名）」としてください。

メールアドレス：sanro_s@city.suita.osaka.jp

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内（午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。土曜日・日曜日は除く。）に電話連絡を入れてください。

オ 質問への回答

令和 3 年 9 月 14 日（火）までに吹田市ホームページで、回答を公表します。

カ 注意事項

- ・電話・来訪等による質問には応じません。
- ・公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- ・類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- ・吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。
- ・意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(4) 参加表明書及び第1次審査に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 会社概要書(様式2)

必要書類:パンフレット等

(ウ) 類似業務実績書(様式3)及び契約書の写し等履行実績を証する書類

(エ) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(写し可)

提出日より前に確定した直近の1事業年度分を提出。ただし、債務超過となっていないことが条件。

(オ) 吹田市暴力団排除条例施行に伴う誓約書(様式4)

(カ) 履歴(現在)事項全部証明書(写し可)

(キ) 印鑑証明書(写し可)

(ク) 納税証明書「法人・消費税」(その3の3)(写し可)

※(オ)~(ク)については、本市の令和3年度入札参加有資格者名簿掲載事業者の場合は提出不要。

イ 提出期間

令和3年9月9日(木)から令和3年9月17日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出場所

提案募集事務局 1(8)イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し3部を作成し、アの順番で、左上をホッチキス止めして提出してください。

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日を除く。)

ただし、最終締切日令和3年9月17日(金)は午後5時まで

(イ) 郵送の場合

令和3年9月17日(金)午後5時まで(必着)

※封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

(5) 参加資格通知

第1次審査(書面審査)の参加資格審査結果は、令和3年9月21日(火)までに電子メールにより通知し、同日付で通知書を送付します。

(6) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に係る提出書類

第1次審査(書面審査)の有資格者は、本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出し

てください。

ア 提出書類

(ア) 提案書 (様式 5)

(イ) 企画書 (様式自由) ※片面換算で 30 ページ以内

(ウ) 見積書 (様式 6) 及び内訳書

(エ) 業務実施体制・スケジュール (様式自由)

※上記 (イ)、(ウ) の作成については、別紙「提案書等の作成について」を参照すること。

イ 提出期間

令和 3 年 9 月 21 日 (火) から令和 3 年 10 月 4 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

ウ 提出場所

提案募集事務局 1 (8) イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本 1 部とその写し 9 部を作成し、アの順番で、左上をホッチキス止めして提出してください。

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (土曜日・日曜日・祝日を除く。)

ただし、最終締切日令和 3 年 10 月 4 日 (月) は午後 5 時まで

(イ) 郵送の場合

令和 3 年 10 月 4 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

※封筒の表に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

カ 提案書等に関する留意事項

(ア) 本業務仕様書の内容を踏まえ、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意して記載してください。

(ウ) 企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施することとしてください。

(エ) 用紙の規格は A4 判、両面印刷、横書きとします。イメージ図、表等を入れてもよいこととします。なお、A3 判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込みとします。A3 判を使用する場合は、A4 判 2 ページ分と換算します。

(オ) 文字サイズは 12 ポイント以上とします。

(カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(キ) 写し 9 部は、会社名、ロゴマーク等事業者を特定できる箇所は記名しないかマスキング処理等を行い、作成者が誰であるか分かる表示は、一切しないでください。

(ク) 提案書類提出後の修正、差し替えは認めません。

(ケ) 提出された書類は一切返却しません。

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）概要

提案内容の説明を受けるため、「吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）で、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和3年10月8日（金）※詳細は別途通知

イ 時間配分

提案事業者ごとに提案書等の内容説明と委員会の委員からの質疑への回答等、30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

ウ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

- （ア）必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。
- （イ）提出資料に関しては、パワーポイントの利用は可とします。
- （ウ）プレゼンテーションの実施にあたり、スクリーン及びプロジェクタ（型番：EPSON EB-S10）については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参してください。
- （エ）プレゼンテーションの出席は3名までとします。
- （オ）会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないでください。
- （カ）新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とします。

- ア 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。
- イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。
- エ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- オ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に本市の選定委員会委員及び提案募集事務局員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- カ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- キ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
- ク 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- ケ その他、本市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

(9) 提案辞退

辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式8）に記載し、事前に電話連絡をした上で提案募集事務局に令和3年10月7日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着）で提出してください。

なお、辞退した者は、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとします。

4 審査及び結果通知

委員会において、別紙「吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務 公募型プロポーザル審査基準」に基づき提案された内容について審査し、契約候補者と契約候補次点者を選定します。

なお、応募が1事業者であっても審査し、契約候補者としての適否を判断します。

(1) 審査方法及び留意事項

ア 第1次審査は、参加表明書等が、本募集要項「2参加資格要件」に定める要件に該当するか、書面による審査を行います。

イ 第2次審査において、各委員による評価点の合計の平均点が、配点合計の6割を超えない場合は失格とします。

ウ 第2次審査は、委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び契約候補次点者を決定します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

オ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。

カ 見積金額が1(6)提案限度額を上回った場合は失格とする。

(2) 第1次審査（書面審査）結果通知

審査の結果は、令和3年9月21日（火）までに次に掲げる事項を記載した審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格を有する旨、及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）結果通知

審査の結果は、最優秀提案事業者には「選定通知書」、契約候補次点者には「次点者通知書」、非選定者には「非選定通知書」により、その旨を通知します。

令和3年10月11日（月）までに、電子メールにて通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は吹田市ホームページでも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について電子メールでの通知日の翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができます。

質問様式は問いません。回答については個別に連絡します。

5 契約について

- (1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。
- (2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定していますが、詳細については本市と協議調整のうえ決定します。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

6 その他

- (1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の提案事業者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる提案事業者としての態度を保持してください。
- (2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (6) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については提案募集事務局が定めます。